

平成28年6月20日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成28年6月20日（月曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

|      |           |           |  |
|------|-----------|-----------|--|
| 委員長  | 志子田 吉 晃 君 |           |  |
| 副委員長 | 鎌 田 礼 二 君 |           |  |
| 委 員  | 小 野 幸 男 君 | 香 取 嗣 雄 君 |  |
|      | 伊 藤 博 章 君 | 伊 勢 由 典 君 |  |

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

|                             |           |                            |           |
|-----------------------------|-----------|----------------------------|-----------|
| 市 長                         | 佐 藤 昭 君   | 副 市 長                      | 内 形 繁 夫 君 |
| 市民総務部長                      | 神 谷 統 君   | 市民総務部<br>政策調整監             | 佐 藤 修 一 君 |
| 建設部長                        | 阿 部 徳 和 君 | 市民総務部次長<br>兼 総 務 課 長       | 佐 藤 俊 幸 君 |
| 産業環境部次長<br>兼 商 工 港 湾 課 長    | 佐 藤 達 也 君 | 震災復興推進局次長<br>兼 復 興 推 進 課 長 | 鈴 木 康 則 君 |
| 市民総務部<br>政策課長               | 相 澤 和 広 君 | 市民総務部<br>財 政 課 長           | 末 永 量 太 君 |
| 市民総務部<br>税 務 課 長            | 武 田 光 由 君 | 市民総務部<br>市民安全課長            | 伊 藤 英 史 君 |
| 建設部<br>土 木 課 長              | 本 多 裕 之 君 | 建設部<br>下 水 道 課 長           | 佐 藤 寛 之 君 |
| 教育委員会<br>教 育 長              | 高 橋 睦 磨 君 | 教育委員会<br>教 育 部 長           | 菅 原 靖 彦 君 |
| 教育委員会教育部次長<br>兼 教 育 総 務 課 長 | 渡 辺 常 幸 君 | 教育委員会教育部<br>学 校 教 育 課 長    | 遠 山 勝 治 君 |

---

事務局出席職員氏名

|               |           |                            |           |
|---------------|-----------|----------------------------|-----------|
| 事 務 局 長       | 安 藤 英 治 君 | 事 務 局 次 長<br>兼 議 事 調 査 係 長 | 鈴 木 忠 一 君 |
| 議 事 調 査 係 主 査 | 平 山 竜 太 君 | 議 事 調 査 係 主 事              | 片 山 太 郎 君 |

会議に付した事件

- 議案第 4 5 号 塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を  
改正する条例
- 議案第 4 8 号 塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 9 号 塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
- 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 5 2 号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 8 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5 9 号 財産の取得について

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第45号塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第49号塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例、議案第50号平成28年度塩竈市一般会計補正予算、議案第52号工事請負契約の一部変更について、議案第53号ないし議案第58号の工事請負契約の締結について、議案第59号財産の取得についてであります。

これより議事に入ります。

議案第45号、第48号ないし第50号、第52号ないし第59号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例外12件でございます。

各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 議案第45号塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

資料番号5の市議会定例会議案の1ページ、また資料番号8、市議会定例会議案資料の1ページから3ページまでが該当となりますが、主に資料番号8の議案資料の3ページでございます。こちらでご説明させていただきます。

本市では、復興産業集積区域において、対象施設等を新設または増設した事業者への固定資産税の課税免除を行っておりますが、現在は対象固定資産の取得期限が平成28年3月31日までとなっております。

課税免除をした場合の減収額につきましては、全額が震災復興特別交付金により補填されますが、補填対象固定資産の取得期限が平成29年3月31日まで延長されたことから、本市の課

税免除の適用期限を延長しようとするものであります。

1の課税免除の内容です。

改正後は、復興産業集積区域において、平成29年3月31日までの間に市の指定を受けた事業者が取得した家屋、償却資産及び当該家屋の敷地である土地に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降5年間の固定資産税の課税を免除することになります。

課税免除の適用例であります、中段の図をごらんください。

現行では平成28年3月31日に対象固定資産を取得いたしますと、翌平成29年度から課税となる固定資産税が、平成33年度分までの5年間、課税免除となります。しかしながら、1日違いの4月1日に取得の場合ですと、免除の対象とならず、翌平成29年度から通常の課税となります。

改正後であります、平成28年4月1日に対象固定資産を取得した場合でも、3月31日取得と同様に平成29年度から課税となる固定資産税が平成33年度分までの5年間課税免除となります。

ただし、期限の延長が1年でございますので、平成29年3月31日に対象固定資産を取得した場合は、その翌年度の平成30年度から課税となる固定資産税が平成34年度分までの5年間課税免除となりますが、改正前と同じく1日違いの4月1日の取得の場合ですと免除の対象とならず、翌平成30年度から通常の課税となります。

2の申請ですが、免除を受ける際には納期限までに課税免除申請書を提出していただく必要があります。

3の対象区域であります。民間投資促進区域、いわゆるものづくり特区と千賀の浦観光推進産業集積区域、いわゆる観光特区内の区域となります。

4の対象者であります、さきに申し上げましたとおり、平成29年3月31日までの間に市の指定を受け、対象施設等を新設または増設した事業者となります。

5のこれまでの実績です。平成24年度から認定開始となっておりますので、適用は平成25年度分の固定資産税からとなっております。平成25年度は5件、584万6,000円の免除を行っております。平成26年度は17件でございますが、うち5件は前年度からの継続ですので、新規は12件です。免除額は17件で、5,403万5,000円でございます。平成27年度は25件、前年度からの継続が17件でございますので、新規は8件ですが、合計8,046万4,000円の免除額でございます。3年間の合計で25事業者に対し47件、1億4,034万5,000円の課税免除を行っている

ところでございます。

なお、本資料の1、2ページに条例改正の新旧対照表が、資料番号5の1ページに改正条例案がそれぞれ掲載されておりますので、ご参照ください。

議案第45号につきましては、以上となります。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 続きまして、議案第48号塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

資料番号5の定例会議案と資料番号8、議案資料をご用意ください。

まず、資料番号5の6ページをお開きください。

提案理由といたしましては、本市の条例根拠としております国の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして所要の改正を行うもので、改正の概要といたしましては、本市の消防団員等公務災害補償条例に基づいて年金として給付される損害補償または休業補償が障害厚生年金などをあわせて給付される場合、その調整率を引き上げようとするものでございます。

次に、資料番号8の11、12ページの新旧対照表をごらんください。

調整率などの改正部分には下線を引いております。

まず、表の1の1は、条例に基づく障害補償年金または休業補償と障害厚生年金等が同じ事由によりあわせて給付される場合の調整率を0.86から0.88に改正するものです。

また、下段の2の1は特殊公務災害に係る場合の障害補償年金と障害厚生年金等があわせて給付される場合の調整率を0.91から0.92にそれぞれ改正しようとするもので、うち傷病等級が1級については0.90から0.91に改正しようとするものです。

いずれの引き上げ率も、0.01から0.02と全て国の政令と同じ調整率となっております。

恐れ入ります。資料番号5、議案のほうにお戻りいただきまして、6ページをお開きいただきたいと思っております。

中ほどの附則をごらんください。

国の施行日が平成28年4月1日となっておりますことから、本市も4月1日以降の適用とする内容となっております。

議案第48号に係る説明は以上でございます。

○志子田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 続きまして、議案第49号塩竈市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例でございます。

資料番号5の定例会議案の7、8ページ、また資料番号8、市議会定例会議案資料の13ページが該当となりますが、主に資料番号8、議案資料13ページでございます。こちらでご説明させていただきます。

宮城県の地域再生計画であります「富県共創！みやぎへの本社機能移転等促進プロジェクト」に基づき、本市の指定地域における本社機能の移転・拡充を行う事業者に対し、固定資産税の不均一課税による税の優遇を行おうとするものです。

1の対象事業者でございます。宮城県の計画の期限であります平成30年3月31日までに県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた認定事業者となります。

2の対象資産であります。新設または増設した家屋及び機械装置の取得の価格の合計額が3,800万円以上、中小企業等の場合は1,900万円以上で、その事業用の家屋、償却資産及び家屋の敷地である土地となります。

3の対象期間ですが、対象資産に対し新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年間となります。

4の税率、減収補填ですが、対象は東京23区内からの本社機能移転を対象とする移転型事業と、本社機能の拡充及び23区以外からの移転を対象とする拡充型事業がございます。

移転型事業の場合、1年目の固定資産税の税率はゼロ、2年目が0.35%、3年目が0.7%となります。本市の固定資産税の税率が1.4%ですので、それぞれ右の段に記載の1.4%、1.05%、0.7%部分が減額となります。

拡充型事業の場合ですと、1年目の税率がゼロ、2年目が0.467%、3年目が0.933%となり、右の段に記載の1.4%、0.933%、0.467%部分がそれぞれ減額となります。

最下段の表に移転型事業の適用例を記載しております。なお、例示の都合上、対象固定資産税の課税標準額が3年間変わらないものとしております。3年間変わらず1億円の課税標準額であった場合ですが、通常であれば1億円の1.4%である140万円の固定資産税が3年間課税されます。これが移転型事業に該当しますと、1年目はゼロ、2年目は35万円、3年目は70万円の課税となり、それぞれ軽減される税額は140万円、105万円、70万円となります。

なお、この軽減される税額につきましては、市の減収として取り扱われ、普通交付税算定の際に反映されることとなります。

なお、条例案につきましては、資料番号5の7ページ、8ページに記載されておりますので、ご参照ください。

議案第49号につきましては、以上となります。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 では、議案第50号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、市民安全課のコミュニティ助成事業についてご説明させていただきます。

この事業につきましては、2款の総務費と9款の消防費に計上しておりますので、資料番号7の予算説明書でそれぞれの計上内容をご説明申し上げます。

まず、資料番号7の7ページ、8ページをお開きください。

2款1項7目の企画費には右側の事業内訳にもあります市民活動推進費960万円を、一般コミュニティ助成金として19節負担金補助及び交付金に同額の960万円を補正するものでございます。

同じ資料の15ページ、16ページをお開き願います。

9款1項3目の防災費には右側の事業内訳の地域防災組織育成助成事業100万円を、地域防災組織育成助成金として19節負担金補助及び交付金に同額の100万円を補正するものでございます。

次に、財源となる歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料の5ページ、6ページをお開き願います。

中段の20款4項6目2節の雑入にコミュニティ助成金として1,060万円を計上しております。これは歳出の先ほど説明いたしました2款、9款の合計額と同額となっております。

コミュニティ助成事業の概要をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料番号8、議案資料27ページのコミュニティ助成事業についてお開きいただきたいと思います。

1の事業概要ですが、この事業は自治総合センターが町内会等のコミュニティ活動に寄与する事業に対しまして助成するものでございます。

2の平成28年度助成事業ですが、助成団体と助成額はことしの4月に決定いたしまして、(1)の助成事業の内容といたしましては、①のコミュニティ活動整備費等を助成対象とする一般コミュニティ事業、②の防災資機材等を助成対象とする地域防災組織育成助成事業の2事業となっております。

助成団体は、下段の(2)の表のとおり、一般コミュニティ助成事業につきましては、杉の



入町内会の250万円を初め、計4団体で960万円、地域防災組織育成助成事業といたしましては、第三小学校の少年消防クラブの100万円となっております。

以上、5団体への助成合計は1,060万円となり、最初にご説明いたしました歳入歳出予算と同額となっております。

コミュニティ助成事業については、以上でございます。

○志子田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 続きます、政策課より、議案第50号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、被災地域交流活動活性化推進事業についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号7、平成28年度塩竈市一般会計補正予算説明書の7ページ、8ページをお開き願います。

説明の都合上、初めに歳出予算のほうからご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします歳出予算でございますが、第2款総務費第1項第7目企画費といたしまして、被災地域交流活動活性化推進事業費100万円を計上してございます。

内容といたしましては、自治組織等が被災地交流拠点施設整備事業で改修を行った施設を活用しまして、住民主体の活動を実施するために必要な経費に対しまして補助金を交付するものでございます。

事業費の内訳でございますが、自治組織等に交付いたします補助金としまして、100万円の増額補正をお願いする内容でございます。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款県支出金第2項第1目総務費県補助金としまして、歳出予算と同額でございます100万円を計上してございます。

続きます、事業概要についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号8、定例会議案資料の28ページ、被災地域交流活動活性化推進事業についてをごらんいただきたいと思います。

1. 事業概要でございますが、先ほど歳出予算でご説明申し上げた内容について記載をさせていただきます。

2. 事業内容でございますが、歴史・景観を生かしましたまちづくりや地域コミュニティの活性化などを実施している全国の先駆者の方々を講師としてお招きしまして、昨年度、宮

城県の被災地域交流拠点施設整備事業を活用して改修されました「塩竈まちかど博物館 旧 ゑびや旅館」で開催いたします「まちづくり塾」や講師と参加者との交流会等に要する経費に対しまして補助金を交付するものでございます。

3. 補助対象者は、特定非営利活動法人NPOみなとしほがま。

4. 補助率は10分の10、補助限度額は上限100万円でございます。

5. 事業費及び財源内訳につきましては、先ほど歳入歳出予算でご説明申し上げました内容について記載してございますので、ご参照願います。

6. 今後のスケジュールでございますが、補正予算をお認めいただいた後、交付申請手続を行ってまいります。

なお、本事業につきましては、宮城県からことし4月1日付で内示がありましたことから、6月補正での予算計上をお願いするものでございます。

政策課からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、私から、議案第50号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、市民総務部所管の災害支援事業費についてご説明を申し上げます。

同じく資料番号7、補正予算説明書並びに資料番号8の議案資料をご用意いただきたいと存じます。

まず、資料番号7の15ページ、16ページをお開きいただきたいと思います。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

9款1項3目の防災費といたしまして、16ページの右側の事業内訳に記載のとおり、災害支援事業費といたしまして679万3,000円を計上してございます。

事業内容でございますが、恐れ入ります、資料番号8の議案資料35ページをお開きいただきたいと存じます。

本事業は、ことしの4月14日に発生をいたしました熊本地震に伴う災害派遣に要する費用を計上するものでございます。

1の派遣概要でございますが、派遣は二本立てで行っております。(1)の熊本市への派遣でございますが、避難所支援と今後の支援に向けた情報収集活動といたしまして、4月25日から29日まで5名を派遣しているところでございます。

現地の被災状況の調査を行うとともに、塩竈おでんの缶詰を持参いたしまして、2カ所の避

難所での炊き出し及び東日本大震災時に塩竈市立病院にご支援をいただきました熊本第一病院にお届けをしております。

次に、(2)の宇土市への派遣でございますが、収集した情報等に基づきまして全国市長会の派遣スキームを通じた要請を受けまして、被災家屋の罹災判定業務として5月23日から延べ12名を派遣しているところでございます。

なお、議案資料では派遣期間を6月23日までとしておりますが、今定例会告示後に全国市長会を通じて派遣先にご相談をさせていただき、現地の状況を踏まえまして6月30日まで支援を延長しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2の事業費及び財源内訳につきましては、事業費は679万3,000円、財源はその他として災害救助支援基金繰入金10万円、これは宇土市に派遣する際に支援金として持参した金額でございます。その他は一般財源となります。

なお、欄外にございますように、一般財源のうち80%が特別交付税として措置されることとなっております。

次に、資料No.7の15ページ、16ページに再度お戻りいただきたいと存じます。

補正額の内訳といたしましては、3節の職員手当から14節の使用料及び賃借料まで派遣職員の手当、旅費、炊き出しで提供いたしました塩竈おでんの購入費や現地での移動車両賃借料などを計上するとともに、26節の寄附金に宇土市に対します支援金10万円を計上し、合計679万3,000円となります。

続きまして、歳入でございます。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。

10款1項1目1節地方交付税のうち、特別交付税といたしまして、一般財源の80%相当になります534万4,000円を計上してございます。

また、次のページ、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

18款1項9目1節災害救助支援基金繰入金といたしまして10万円、熊本地震の派遣に係る10万円を計上しているところでございます。

熊本地震派遣に係ります災害支援事業費については以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 続きまして、学校教育課が所管する補正予算についてご

説明を申し上げます。

同じく資料番号7と資料番号8のご用意をお願いいたします。

まず、資料番号7の17、18ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出予算からご説明を申し上げます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の11節需用費に2万9,000円、18節備品購入費に614万8,000円を計上しております。

事業内容としては、学習支援のためのICT機器等整備事業に540万2,000円、エネルギー教育支援事業に77万5,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

15款県支出金2項県補助金7目の教育費県補助金2節教育総務費補助金にエネルギー教育支援事業として77万5,000円を、同じく15款3項委託金4目の教育費委託金1節教育総務費委託金に学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業、具体的事業としては学習支援のためのICT機器等整備事業として340万2,000円を計上しております。

続いて、5ページ、6ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金7目ふるさとしおがま復興基金繰入金1節ふるさとしおがま復興基金繰入金に、学習支援のためのICT機器等整備事業として、具体的内容としては奈良東大寺様からの寄附金200万円を計上しております。

以上が歳出歳入予算でございます。

次に、補正予算に計上いたしました2つの事業の概要についてご説明申し上げます。

資料番号8の36ページをお開き願います。

まず1つ目の学習支援のためのICT機器等整備事業については、1の事業概要及び2の設備内容でございますとおり、1つは被災後、平成24年1月より県の委託である学び支援コーディネーター等配置事業を受け、浦戸を除く市内小中学校6校において放課後の時間帯に児童が自主学習を行う場として、放課後の学びの時間を各校で設定し、各校当たり2名の学び支援員が学習支援を行っているものに対しまして、国の地域未来塾に係る学習支援を促進するために必要なICT機器等の整備事業を活用しまして、タブレット端末を1校当たり五、六台とインターネット接続を可能にする可搬式アクセスポイントを1校当たり1台配付し、これまで行ってきた宿題や家庭から持ち寄った問題集等を使用しての学習に計算ドリルや漢

字学習、また宮城県教育委員会が開発した教材の入ったタブレット端末を使用しての学習を加え、より充実した放課後学習の環境を整えるものでございます。

もう一つは、この事業の対象とならない浦戸小中学校に対し、奈良東大寺様からの寄附金を活用し、タブレット端末30台程度と可搬式のアクセスポイント2台を配付し、全校児童生徒36名が1人1台のタブレットを常時活用できるように環境を整えるものでございます。

浦戸小中学校は、市内の他の中学校に先駆け、昨年度から小中一貫教育校として、中学校の英語の教員が小学校の外国語の活動の授業に乗り入れ授業を行ったり、浦戸科を創設し、特例校ならではの特色ある活動を行っており、今回のタブレット等の整備は、それらの活動のさらなる充実を目指すものとなっております。

3の事業費、財源内容は、ごらんの表のとおりとなっております。

今後のスケジュールにつきましては、補正をお認めいただきました後に、早速7月からタブレット端末の配付の準備を進めたいと考えております。

次に、37ページをお開き願いたいと思います。

続いて、2つ目のエネルギー教育支援事業について、1の事業内容と2の今後の取り組みからご説明いたします。

これは、原子力やエネルギーに関する教育に必要となる教材の整備等に費用を交付する国の原子力・エネルギー教育支援事業について、市内の各小中学校に募集を行ったところ、玉川中学校が手を挙げたものでございます。

玉川中学校は、平成25年度にも本事業を活用し、各種エネルギーについての理解を深めるための実験機器等を整備してきておりますが、現有の実験機器では数が不足し、今回は6人程度の学習班に全ての機器を行き渡らせ学習の充実を図るとともに、放射線学習の実験で使用する放射線源を安全に保管する特殊薬品保管庫を整備するものとなっております。

3の設備内容は、特殊薬品保管庫1つ、スターリングエンジン3個等、記載のとおりとなっております。

4の事業費及び財源内容は、ごらんの表のとおりとなっております。

5の今後のスケジュールにつきましては、補正をお認めいただいた後に早速7月から実験機器等の配付の準備を進めていきたいと考えております。

学校教育課の補正予算については以上でございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 続きまして、一般会計補正予算に係る税務課所管部分についてご説明いたします。

まず、資料番号8、議案資料22ページでございます。先にこちらでご説明させていただきます。

まず、1の概要でございます。東日本大震災による津波被害を受けた被災者に対し、固定資産税、都市計画税の減免を行おうとするものであります。

2の平成23年度から平成27年度までの本市の対応であります。まずは(1)の減免でございます。

土地、家屋の損害程度等に応じた市税の減免でございます。平成23年度から平成27年度まで、市内全域を対象として、土地、家屋の損害程度、つまりは被災状況に応じまして条例により市民税、固定資産税、都市計画税の減免を実施しております。

なお、この減免につきましては、平成25年度以降も継続して実施しているのは被災3県の中で本市のみであります。

次に、(2)の課税免除です。津波被害区域を対象とする固定資産税、都市計画税の課税免除ですが、平成23年度及び平成24年度は、津波により家屋の全部または大部分が滅失・損壊した区域と津波により従前の利用ができなくなった土地が所在する区域を指定し、課税免除を行いました。

平成25年度、平成26年度は、土地・家屋の利用状況等を勘案し、復興事業により土地の利用が制限される海岸通、北浜、港町、藤倉地区のほか、浦戸地区の一部について区域を指定し、課税免除を継続し、その他の津波被害区域は2分の1の減額課税を行いました。

平成27年度は、国の制度変更により、地方税法の規定による課税免除がなくなりましたので、平成25年度、平成26年度と同内容の軽減措置を条例に基づく減免として実施いたしました。

3の平成28年度の対応であります。

被災状況に応じた市税の減免と津波被害区域に対する固定資産税、都市計画税の減免、平成26年度以前の課税免除であります。基本的に終了とさせていただきます。

ただし、震災により甚大な被害を受けた浦戸地区の一部と再開発、区画整理等の対象となっており土地の利用が制限されている平成25年度、平成26年度の全額免除エリアにつきましては、固定資産税、都市計画税の減免を継続するものいたします。

4の減収額及び減免額ですが、平成23年度から今回補正いたします平成28年度までの累計の

見込みです。表の最下段になりますが、31億8,843万円が被災者の負担軽減になっております。

なお、固定資産税、都市計画税の減収額につきましては、平成23年度から平成26年度までは課税免除等を行った額、平成27年度、平成28年度は旧課税免除対象者の条例減免の額を記載しております。

次ページ、23ページには、平成28年度の減免対象の区域図を掲載しております。

申しわけありませんが、資料番号7、補正予算説明書の3、4ページをごらんください。

今年度の減免額につきましては、1款2項1目の固定資産税の土地分が1,331万5,000円、家屋分が1,410万3,000円で、合計2,741万8,000円、1款5項1目の都市計画税の土地が322万2,000円、家屋が241万9,000円で、合わせまして564万1,000円、固定資産税・都市計画税合わせまして3,305万9,000円の減額補正となります。

補正予算に関します税務課所管部分については、以上となります。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、議案第50号平成28年度塩竈市一般会計補正予算につきまして、財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.7の補正予算説明書3ページ、4ページをごらんいただければと思います。

歳入の10款地方交付税1項1目地方交付税におけます震災復興特別交付税につきましては、3,608万6,000円の増額補正でございます。これは、前段、税務課長から説明いたしました市税の減免に対します財源振りかえ3,305万9,000円のほか、産業建設常任委員会付託の地域資源利活用促進支援事業におけます財源として302万7,000円の増額補正予算を計上するものであります。

次に、同じ資料の5ページ、6ページをお開きください。

歳入の18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、423万8,000円の増額補正でございます。これは、6月補正予算に係ります所要一般財源を財政調整基金から繰り入れするものでありまして、今回の補正では熊本地震災害への支援であります災害支援事業費への充当のほか、松くい虫対策事業、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、橋りょう整備事業の所要一般財源として繰り入れするものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第52号の工事請負契約の一部変更及び議案第53号から第58号までの工事請

負契約の締結につきまして、ご説明いたします。

資料No.5と資料No.8の資料で説明いたします。まずは、資料No.5の塩竈市議会定例会議案の9ページをお開き願います。

まず、議案第52号であります。これは平成26年1月16日に議決をいただきました25一復・交中央第2貯留管築造工事につきまして、工事内容を一部変更しようとすることから、議会の議決を求めるものでございます。

4の契約金額につきましては、現契約金額20億3,904万円を22億2,424万2,720円に変更し、1億8,520万2,720円の増とするものでございます。

具体的な工事の概要につきましては、後ほどほかの案件とあわせて一括してご説明いたします。

次に、議案第53号であります。次のページ、10ページをお開きください。

1の工事名は、平成28年度浦戸地区漁業集落防災機能強化事業集落道整備その1工事です。この工事は、桂島地区及び石浜地区におけます集落道・避難路等の整備工事です。

2の工事概要につきましては、先ほども申し上げましたとおり、後ほど資料No.8を使いまして、他の案件をあわせて説明いたします。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行いまして、去る4月14日に公告を行いましたところ、1社から参加申し込みがあり、5月11日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が1億8,684万円で落札し、5月13日に仮契約を締結したものであります。入札回数は2回で、落札率は97.63%となっております。

次に、議案第54号であります。11ページをごらんいただきたいと思います。

1の工事件名は、平成28年度寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業ポンプ場整備工事です。

この工事は、寒風沢地区におけます雨水ポンプ場の整備工事です。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行っておりまして、去る4月14日に公告を行いましたところ、3社から参加申し込みがあり、5月11日に入札を執行した結果、昱機電株式会社が1億4,979万6,000円で落札し、5月13日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は82.12%となっております。

次に、議案第55号であります。12ページをお開き願います。



1の工事名は、27-大・補一本松大橋大規模修繕工事であります。

この工事は、老朽化に伴います一本松大橋の大規模修繕工事であります。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行っておりまして、去る4月22日に公告を行いましたところ、1社からの参加申し込みがあり、5月20日に入札を執行した結果、東鉄工業株式会社東北支店が3億1,860万円で落札し、5月26日に仮契約を締結したものであります。入札回数は2回で、落札率は99.39%となっております。

次に、議案第56号であります。13ページをごらんください。

1の工事名は、27-復・交港町地区津波防災拠点施設整備工事（建築工事）であります。

この工事は、マリゲート塩釜東側に整備する津波防災拠点施設の建築工事及び接続部分改修工事等でございます。

3の契約の方法でございます。一般競争入札で行っておりまして、去る4月28日に公告を行いましたところ、4社から参加申し込みがあり、5月23日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が4億748万4,000円で落札し、5月26日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は88.53%となっております。

次に、議案第57号であります。14ページをお開きください。

1の工事名は、28-復・交越の浦雨水ポンプ場放流渠築造工事であります。

この工事は、越の浦雨水ポンプ場から雨水を排水するための放流渠を整備する工事でありま

す。3の契約の方法であります。一般競争入札で行っておりまして、去る4月28日に公告を行いましたところ、5社から参加申し込みがあり、5月23日に入札を執行した結果、坪井工業株式会社東北支店が3億7,238万4,000円で落札し、5月26日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は80.09%となっております。

次に、議案第58号であります。15ページをごらんください。

1の工事名は、28-復・交中の島地区雨水枝線築造工事であります。この工事は、中の島地区におけます雨水枝線の下水道整備工事であります。

3の契約方法であります。一般競争入札で行っておりまして、去る4月28日に公告を行いましたところ、11社から参加申し込みがあり、5月23日に入札を執行した結果、株式会社エム・テック仙台支店が1億5,680万5,200円で落札し、5月26日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は80.89%となっております。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.8、第2回市議会定例会議案資料の39ページをお開き願います。

まず、議案第52号であります、主な変更内容につきまして説明いたします。

まず、ページの下段にございます平面図の右下をごらんください。

吹き出しで発進立坑（変更前）と発進立坑（変更後）が並んでいるのがおわかりいただけるかと思えます。これは水色の矢印で記載しております議案第58号の中の島雨水枝線における到達立坑と共用できる位置に発進立坑を60メートルほど変更し、経済性や施工期間の短縮を図ったものでございます。

中段の表をごらんください。

ただいま説明いたしました項目につきましては、1. 管渠工の1行目にございますシールド工の距離の減によりマイナス5,286万6,000円、4行目の2. 仮設工・立坑工の地盤改良工の減によりマイナス5,097万6,000円、一方、次の行の3. 流入管工がシールド工から変更になることによりプラス8,518万7,000円となっております、直接工事費で見た場合、合計1,865万5,000円の事業費圧縮となっております。

しかしながら、ページ上段の写真1にございますとおり、シールド掘進中に木材が発生し、シールド推進が進めなくなったため、支障物を取り除くための費用が発生しましたほか、ページ中段の右側、写真2にございますが、工事に伴いまして発生した残土について、東松島市への運搬費及び搬入に当たっての土壌の改良費が増となっております。

また、ページ下段の写真3にもございますが、国道管理者及び警察署との協議・指導によりまして、当初は交通誘導員を1カ所当たり3人配置で計画していたものを1カ所当たり最大で12人の配置とし、事故防止のための増額となっております。

これら直接工事費、安全費、そして経費の合計といたしまして、1億8,520万2,720円の増額変更をお諮りするものであります。

次に、議案第53号であります。恐れ入りますが、40ページをお開きください。

この工事は、桂島地区、石浜地区に集落道等を整備するものであります。

資料中央の平面図が桂島地区、右下が石浜地区であります。

図の中で、赤の部分が今回発注箇所でありまして、黒の部分が既に発注している箇所、緑が今後発注箇所となっております。

まず、桂島地区ですが、右側の工事概要にもございますとおり、3号集落道150.3メートル

のほか、5号、6号、8号集落道の総延長404.4メートルの道路工事であります。

ページ下段の中央に3号集落道の標準横断面図がございますが、約1メートルの路床盛り土のほか、道路の舗装及び排水側溝一式を整備する内容となっております。

また、1号避難路につきましては、利用者の転落防護柵を212.2メートル区間に整備するほか、太陽光発電式LED照明灯10基を整備するものであります。

右下の石浜地区につきましては、1号及び2号集落道合わせて124.8メートルの区間において道路整備をいたしますほか、現在空き地になっております市の所有地を有事の際の一時避難場所とするための土どめ擁壁の整備及び整地造成をする内容となっております。

次に、議案第54号でございますが、42ページをお開きください。

これは寒風沢地区におけます内水排除のためのポンプ場整備工事でございます。寒風沢地区では、震災による地盤沈下が発生しましたことから、仮設ポンプによる暫定的な内水排除を行っておりますが、この整備工事によりまして本格的な対策を図ろうとするものであります。

工事概要といたしましては、計画対象流量毎秒0.67立米の処理能力を有する雨水ポンプ場を整備する工事であり、自由勾配側溝、ボックスカルバート、集積ます及び分水ますのほか、ポンプ施設に係る機械設備及び電気設備の整備をするものであります。

中央の平面図をごらんいただきたいのですが、薄い水色で矢印が表記されております。これが水の流れとなっております。降雨時におきましては、右側の内陸側から自由勾配側溝を通り、分水ますから左のボックスカルバートに流れ、電動ポンプ2基によりまして寒風沢水道に強制排水する流れとなっております。

また、平常時のランニングコスト低減を図るため、干潮時におきましては、自由勾配側溝を分水ますを通過して真っすぐに流れ、今後、防潮堤の整備とあわせて施工予定の黒字表記になっておりますボックスカルバートを通過して自然流下させることとしております。

次に、議案第55号であります。恐れ入りますが、44ページをお開きください。

貞山通三丁目と中の島を結ぶ一本松大橋の大規模修繕工事であります。

44ページでは、ページ上段から側面図、平面図、断面図において施工箇所を赤字で記載しており、ページ右下には工事概要を記載しております。

具体的な工事概要につきましては、恐れ入りますが、次のページ、45ページをごらんいただければと思います。

まず、支承補修工であります。支承とは、橋桁と橋脚の間にある装置でございます。写

真①、②にありますとおり、地震によるずれや経年劣化による腐食・変形を起こしております。このことから、橋桁をジャッキアップして所定の位置に戻すことのほか、現在の鋼製からゴム製に支承を交換するものでございます。

次に、上部・下部工補修工につきましては、③の写真にございます橋桁のつなぎ目の伸縮装置のゴムが劣化し、右隣の写真のように橋の下部まで漏水している状況であります。

また、④の写真は橋脚側面のひび割れ、⑤では鋼桁の腐食が進んでおりますことから、伸縮装置のつけかえ、ひび割れの修復、腐食部のさびどめ処理と再塗装を行うものであります。

橋面補修工につきましては、舗装のひび割れや防護柵の破損について舗装の打ちかえ、防護柵のつけかえを行うものです。

階段工撤去・新設につきましては、劣化により腐食して現在通行どめとしている階段について、既存の階段の撤去と新規階段の設置をするものであります。

最後に、その他としまして、塗装工等の際の飛散防止のための防護シートや作業用足場の設置、LED照明灯の設置、鋼桁部に鳥の侵入を防ぐ防鳥ネットの設置を予定しております。

次に、議案第56号であります。47ページをお開きください。

マリンゲート塩釜東側に建設する津波防災拠点施設整備工事でございます。

資料上段の平面図にあります赤線で囲んだ場所が整備する施設となります。資料左側の工事概要にございますとおり、津波防災拠点施設の構造は、鉄骨造地上2階建て、延べ床面積1,272平米、2階の床面積が640平米となっております。

また、マリンゲート塩釜との接続部分の改修工事、昇降機設備工事、外構工事が全体の工事概要となっております。

ページ下段の右側に2階の平面図がございますが、津波防災拠点施設の機能といたしましては、ホール及び研修室が津波襲来時の一時避難場所として機能し、また浦戸地区支援拠点として浦戸支援センターのスペースを浦戸地区における被災情報の収集や災害対策本部との連絡調整、生活物資の輸送、仕分け等を行う職員の基地として機能させる計画でございます。

また、平常時においては、交流の場といたしまして、離島のPRや防災研修会等にも活用可能な研修室として活用する予定であります。

次に、議案第57号であります。恐れ入ります。49ページをお開きください。

この工事は、越の浦雨水ポンプ場からの排水を行う放流渠の築造工事であります。ページ上段の平面図に記載の赤のラインが施工箇所、放流渠となります。

放流渠は、ポンプ場からJR仙石線、国道45号の地下を口径2,200ミリの管渠、延長117.2メートルで横断し、越の浦漁港部分は2,200掛ける1,800ミリのボックスカルバート、延長112.64メートルを設置する計画でございます。放流渠のほぼ中央部に発進立坑がございますが、ここからポンプ場の方向へ泥濃式推進工による築造を進め、下流側は開削工法によりボックスカルバート等を設置していくこととなります。

ページ下段の縦断図をごらんください。

特殊人孔発進立坑から向かって左側が泥濃式推進工となるポンプ場側ですが、工事の前段階としまして、掘削部分の地盤強化のための薬液注入を施工する予定でございます。その際、JR仙石線の下部の延長28.7メートル部分につきましては、JRとの協議によりJRへの委託工事として施工することとなります。

向かって右側は下流側でして、先ほども申し上げましたとおり、開削工法によりボックスカルバートを設置していく計画でございます。

次に、議案第58号であります。51ページをお開きください。

中の島地区雨水排水を行う枝線の築造工事であります。

左下の図にございますとおり、両発進立坑から中の島1号線交差点方面及び中の島中央公園方面へ泥濃式推進工により管渠を築造いたします。

図からもおわかりになりますとおり、議案第52号の中央第2貯留管築造工事におけます到達立坑へつながり、到達立坑内で中央第2貯留管に接続され、雨水は最終的にポンプ場から排水されることとなります。

右側の図は縦断図でございますが、口径1,350ミリ、延長149.6メートルの管渠を泥濃式推進工で築造するものでありまして、市道交差点での土かぶりは4,380ミリ、中の島中央公園での土かぶりは4,780ミリとなっております。

工事請負契約の案件につきましては、以上となります。

最後になりますが、議案第59号の財産の取得について説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.5の塩竈市議会定例会議案の16ページをお開きください。

最後のページでございます。

この案件は、清水沢地区災害公営住宅整備事業により整備をする住宅のうち、先行して完成した東工区整備分の3号棟を取得しようとするものであります。

独立行政法人都市再生機構に建設を依頼して整備を進めるため、平成24年2月に基本協定を

締結し、建設工事を進めてきたところであります。平成28年5月19日に取得金額が確定し、翌5月20日をもって譲渡仮契約を締結いたしましたので、その取得について本議会にお諮りするものであります。

まず、1の財産の種類であります。3号棟鉄筋コンクリート造の共同住宅31戸、床面積2,539.77平米を取得しようとするものであります。

2の取得金額につきましては、10億1,948万7,600円でありまして、3の取得の相手方は独立行政法人都市再生機構であります。

たびたび恐れ入りますが、資料No.8の53ページをお開き願います。

ページ左上の位置図をごらんください。

1は県営清水沢住宅の北側の敷地のうち、図中右側の高台に位置する箇所となります。資料中央には、配置図兼1階平面図を掲載しておりますが、間取りにつきましては、1LDKタイプが6戸、2DKタイプが9戸、2LDKタイプが6戸、3DKタイプが3戸、3LDKタイプが7戸の合計5タイプ、合計31戸の共同住宅となります。

ページ下段の南立面図にございますとおり、住棟中央の開口部には南北方向に通り抜け可能な通路を設けているほか、31戸分の物置、駐車場、駐輪場、敷地内にごみ置き場等を整備しております。

今後につきましては、本議案をお認めいただきました後、6月下旬に都市再生機構からの引き渡しを受け、6月末からの入居を開始する予定であります。

次のページ、54ページにつきましては、取得金額の内訳をお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

財政課からの説明は以上でございます。

○志子田委員長 これより質疑を行います。ご意見ございませんか。ご発言ございませんか。

鎌田委員。

○鎌田委員 では、私のほうは、資料番号8を中心に質問させていただきたいと思います。

エネルギー関係のあった場所が……、（「37だね」の声あり）37、そうですね。じゃ、まず37ページのエネルギー教育支援事業についてお聞きをしたいと思います。

ここで、今回玉川中学校さんが手を挙げてくれたようなんですが、ほかの学校はなぜ出ないのかなという単純な疑問があるんですが、これ、そういった理由については何か調査をされているのかどうか、その辺と、もう一つ、放射線の学習があるわけですが、ここに線源を安

全に保管できる保管庫というふうに記入されているわけですが、線源としては放射線の線源で、多分管理上かなり大変なものだと思うんですが、こういった容量といいますが、放射線量の強さですか。それから、その線源として、何をこれ対象としているのか。イリジウムとか放射性同位元素によるのだとは思いますが、何なのかをこの辺ちょっと詳しくお聞きをしたいと思います。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。

まず、1点目の、なぜ玉川中学校だけで、そのほかの学校では手を挙げなかったのかということについてですが、このエネルギー学習につきましては、小学校3年生から中学校3年生まで、ずっと系統的に学習する内容になっております。今回の実験器具等につきましては、中学校3年生のエネルギー資源の利用というところで使う実験器具になっておりまして、通常は教科書のみで学習する場所、またはビデオ教材等を使ってやるというところで、今回の玉川中学校は平成25年度に同じ実験器具等を整備しておりまして、その足りない分を補充するというところでございます。

2つ目のエネルギーの安全対策等につきましては、人体に影響を与える放射線量は国の基準で毎時1.1マイクロシーベルト、年間100ミリシーベルトと定められております。今回の玉川中学校で配備予定している放射線源につきましては、今回文部科学省からその放射線を測定する機器等も借りる予定になっておりますが、その機器に附属しているものでありまして、中身としましては、放射線源としては湯の花とか、カリ肥料とか、塩とか、御影石とか、かなり線量の低いものとなっております。教育教材として配付されておりまして、実際には毎時0.2マイクロシーベルト以下というところで、実はさわっても問題のない、人体に影響のないものとなっております。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。そうすると、測定器が何も測定するものがないと困るので、サンプルとしての線源なのかなというふうに理解をしました。

次は、これは39ページ、中央第2貯留管築造工事関係をちょっと質問したいのですが、ここでお金のちょっと予算が変わったとしては、この木の根っこみたいなやつがありますが、こういったこともあります。その中で、マイナスになったあれとして発進立坑の変更があるのですが、この変更は中の島の雨水枝線と接続するのであれば、最初からここに持ってきた

ほうがいいのは素人でもわかるのかなというふうに思うのですが、なぜこの設計段階でこの位置に、変更の位置です。ここに最初から設計としてはなされていなかったのか、どういう経緯でこの中の島雨水枝線のところに移ったのかをお聞きしたいと思います。最初から私の考えではわかるのではないというふうに思うんですが、その経緯をお願いします。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 下水道課のほうからご質問につきまして回答させていただきます。

設計の段階からということでございましたけれども、当然中の島の雨水枝線につきましては、当初から貯留管のほうに取り込み、さらにポンプ場のほうでかくという形での計画をしておりました。その取り込み方なんですけれども、貯留管の発注の段階では中の島雨水枝線の到達立坑を別途につくって変更前の貯留管を発進立坑に入れ込むという形でございました。これにつきましては、やはりシールド工事で長く延長を、貯留管を築造していったほうが良いという部分の判断がありましたので、シールド工事をなるべく長くという形での当初の考え方でございました。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと私としてはよくわからなかったんですが、説明が。そうすると、最初から発進工はもちろん第2ポンプ場のところのそばにというのは、最初わかりました。そのほかに、その中の島雨水枝線の立坑を掘る予定でいたわけなんですよね、今の話を聞くと。それを兼ねるといふかあれで発進立坑を変更してきたというところだと思うんですが、そういった解釈でよろしいんですか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 当初は中の島雨水枝線につきましては、詳細設計がまだまとまっておりませんで、継続して設計をやっていくという経過がございまして、その後、このような形での立坑の変更ということになったものでございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、こういったことはあったんだけど、いわゆる中の島雨水枝線が煮詰まってきて、発進工を変更したほうが良いというふうになったのかなというふうに思います。じゃあそれでいいと思うんですが、あとは47ページ。港町地区の津波防災拠点設備整備工事（建築工事）についてお聞きをしたいと思います。

これは、総括質疑で初日に質問されていた内容をちょっと確認したいなというふうに思うん



ですが、この中には研修室などがありますが、その管理方法、それからどういった形で管理するのか、どなたが管理するのか。それからあと、ここの使用方法について、どういったことを検討されているのか。あの総括質疑である程度聞いてはいるわけですが、その辺を再度確認をしたいので、ご説明をお願いいたします。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 鎌田委員にお答えしたいと思います。

図面で載せておりますけれども、これ図面、研修室、3室になっておりまして、ホールという記載をしてございます。これは平常時の利用を記載してございまして、災害時にはここが一時避難場所ということで機能するところでございます。隣に防災備蓄倉庫、あとセンター的なものを設けているという状況でございまして、管理の方法でございまして、マリゲートと一体的な施設ということもございまして、今庁内の中でどういった形が一番管理の方法としていいのかどうかを含めて議論をしている状況でございます。公の施設ということになりますので、今後しかるべき時期にご提案をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○志子田委員長 しかるべきときにね。鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

じゃ、次に、これ橋関係がありましたね。一本松の橋は、前でしたっけ。ここですね。一本松関係の橋の工事関係なんですけど、この中の契約関係ですけども、46ページ、説明の中で、落札率が99.39%という説明があったわけで、46ページにもそういった内容が書かれているわけですが、99.39%というと、もう限りなく100%に近いんですが、こういったことはあり得るのか、あとはどういった経緯だったのかをできましたらお聞かせ願ひたいと思います。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

同じ46ページの右側中段にございまして、入札額の推移としまして、第2回目までの札を入れての落札ということになっておりました。つまり1回目では予定価格に達していなかったということで、2回目をお願いいたしますということでもう一度札を入れてもらった中で、業者さんのほうが、ここで言うと300万円ですか、300万円減の状態で札を入れてきたので、結果としてその99%という形になったということになります。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まあそういう説明なんでしょうけれども、このコンマ4%、コンマ6%ですか、約。という、金額的に大した金額じゃないし、「えっ」という。ちょっとこれはやってみないとわからないことなんです。はい。

それから、最後何かあったっけかな。はい、以上でした。済みません。

○志子田委員長 ほかにございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 私のほうから、議案第52号の関係でちょっと確認をさせていただきたいと思います。

資料No.8のところの39ページにあるんですが、総括でもお聞きをしました。細かいことを委員会でも聞けるので、まず1つは上のほうの写真にシールド先端部の状況ということで、木材が出てきたというお話がございました。そこで、まずこれが出てきた場所をまず確認させてください、どの場所なのか。この図面の1の流入孔から発進立坑のところまでずっと、ずっと書かれているんですが、どの部分から、およそどのぐらいの深さから出てきたのか、ちょっと確認させてもらえたらと思います。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 シールド工事のこちらのほうの木片の出現箇所というご質問でございました。シールド工事は、中の島のほうの発進立坑から1.3キロ築造していくという工事でございます。この発生場所ですけれども、掘進を約330メートルほど進みました国道45号の中の島交差点付近、携帯電話のお店の前あたりですけれども、そちらのほうで土かぶり約8メートルの場所でこの木片の除去のために機械をとめたというような状況でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっとこれ素人的に考えると、8メートルの地下にこういう木材といいますか根っこが存在しているということ自身がちょっと私的には、あれ、どういうことなのかなという感じなんですけれども、どこなのかな。大体考えられることはどういうことなのかな、ちょっと教えていただければと思うんですが。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 国道45号線のこちらのほうの場所が出てきたわけではなくて、330メートルほど進みながら、多分少しずつ挟まっていったものじゃないかなというふうに考えております。それで、ここまで行った中で、なかなか掘削土のほうで搬出されない状況になったものですから、これ以上進みますと土が出てこない、ただ押していくだけということになりますので、この場所でとめたということでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。要するに、少しずつ先端部分にたまっていった、最終的にその国道45号線ですか、ちょうど場所的には流入孔6ぐらいのところでは機械がもう事実上機能しなくなってきたということで捉えてよろしいんですか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 そのようにと考えております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そうすると、例えば最初ここの工事、我々も見させていただいたんですが、少しずつ掘っていく過程の中で、そういう木材等々なんかは最初から見受けられたんですか、こういうものが少し入っているよとかということは。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 シールドのほうの掘削は土ですけれども、ほぼ泥の状態が出てきますので、その段階ではやはり多少のものはまじっているかなというふうな業者からの話がありますけれども、大きくとまってしまったというのがこのちょうど中の島公園のカーブのあたりですね。ちょうど国道45号線まで曲がっていくんですけども、そのあたりから少しずつという形での報告は受けております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これ機械がとまったのはいつごろの話ですか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 シールドのほうは、平成27年の1月から掘進を開始しております。そこで330メートルまで進んだのが4月13日です。4月13日に機械のほうを停止し、その後、5月から撤去を開始をして、6月後半、6月29日あたりからシールドの掘進を開始したという状況でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、1月あたりからずっと掘り始めてきて、4月13日ごろ停止したということのようすけれども、そうすると、総括質疑でも今後そういうことも懸念するみたいな話をちょっとしていたので、いわば工事が停止して、取り除けないという意味はわかるんですが、再度追加案件として出てくるということなどが考えられるのかなと思うんですけども、その辺の現場監督の監督状況、あるいは市の監督状況も含めて見つけられなかったのかどうか、

ちょっと確認させてください。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 詳細設計、こちらのほう行っていますけれども、そのときにこういったことが懸念されるんじゃないかということで、土質調査ということで、ボーリング調査のほうを12カ所ほど実施をしております。さらに、このシールドの部分、No.6あたりで先ほどとまったんですけれども、さらに今後出てくる可能性もあるということで、追加の試験掘り等やって、当然8メートルまでは掘れませんけれども、何か出てくるんじゃないかなということで、やった箇所もございます。ただ、今後、国道上で流入人孔、まだ夜間作業で工事しておりますので、そちらの部分並びに今後の状況によっては今後の変更というのもあり得るかなというふうに考えてございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 もちろん工事を円滑に進めていく上で、ボーリングということは必要になるかなというふうに思うんですが、そうすると、今後進めていく途中の本当に3分の1ぐらいがやっとボーリングし始めたということですが、今後そういう木材、あるいは何らかの試掘……（「答えと聞いているのと違う、でないのか」の声あり）いいですか。今後のボーリングについては、何カ所ぐらい予定されているんですか。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 申しわけございません。シールドの工事のほうは、もう全て完了して、それにかかわる分の変更の部分は今回変更理由としてご提案申し上げます。ただ、今つくっていましたが流入人孔、こちらのほうはまだ築造中ということでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつしっかりやっていただきたいと思います。

それから、写真2のところで、残土処分地ということで、これも総括質疑でお聞きをしました。それで、委員会ですので、詳しくちょっとどの場所で残土が発生して出てきたのか、それからそこも含めていつごろ出てきたのか、確認をさせてください。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 こちらのほうの残土の件につきましては、当初は受け入れ条件が整わなかったために現地での仮置きという状態にしてございました。その後、土の搬出のために土壌のほうの分析を公園内で6地点で行ったということでございます。その中で、土壌汚染

の対策法に規定します基準値のほうを一部超えたというような状況でございました。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 6地点ね。わかりました。

それで、これいつごろの、いわばいつの時点でこういう汚染の土壌が見つかったのか確認させてください。

○志子田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 平成26年の4月でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういうことも含めて処理せざるを得なかったという汚染土壌が見つかったの関係で、今回敷地内ではちょっと無理なのということのようです。わかりました。ひとつ、大工事といいますか、多額の経費をかけた貯留管工事ですので、しっかり工事の進め方については、できるなら現場のほうを見させて、地下にも入ったんですが、やはりこういう案件は速やかに議会のほうにやっぱり報告をしていただいて、定例会だけではなくて今後いろいろなことが起こり得ることも含めて考えられますので、十分議会のほうに報告をしていただいて、理解できるような説明・対応をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、お聞きしたいのは、契約案件で、ごめんなさい。大橋です。一本松大橋、議案第55号の、資料No.8の44から45ページにかけてなんですけど、先ほど、この支えるところの補修工事ということで、上のほうに支承のずれということで説明がございました。私もちょっと不勉強なので、例えばこういう間に組み込むのは、やはりゴム製をきちんと配置するんですかね。ちょっと私も不勉強なところがあるので、ちょっと教えていただきたいと思います。これまでのこの一本松大橋自体のところでの揺れを軽減させるためのゴムなんだろうと思うのですが、その辺ちょっと説明していただければと思います。

○志子田委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 一本松大橋ですが、一本松大橋は実はもうできてから43年になる橋です。当初、こういった鋼製のものを使っておりましたが、今はゴム支承というものが一般的になっておりますので、そのような形で理解していただければというふうに思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、昔は別な材料でやったけれども、今はゴムだと、一般的には。そうす

ると、今回入れかえることによって、例えばこの間の熊本のような直下型地震なんかはかなり激しい揺れがあつて、改めて直下型地震の恐ろしさというのを痛感したんですが、これは例えばこういうゴムなりを入れると、どの辺までの強度、耐震、耐えられるのか、こういう老朽化した橋、地震、そこら辺だけちょっと教えてください。

○志子田委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 今回の補修の中身の中には、やはりそういった地震にも少し対応できますとおり、いわゆる橋桁といいまして、橋の上部、今回橋を支える橋台という部分があるんですけれども、その橋台の部分の橋が乗っている部分があるんですけれども、その橋台を少し拡幅しまして、上の橋が落ちにくいような落橋の防止の工事なんかも行いながら、従来よりそういった性能を高めていくというような工事も含まれておりますので、そのような形でご理解をいただければというふうに思っております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 意味はわかるんですが、例えば直接こういう地震とかこういうものにどの辺まで耐えることができるのか、その辺を私質問したつもりなんですが。（「済みません、もう一回答えます」の声あり）

○志子田委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 一応、東日本大震災においても落橋しないという今回の補修の基本的な考え方は、耐震というよりは大型の補修でございますが、この東日本大震災に耐えられる程度の性能は維持するというような考え方で理解していただければというふうに思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、わかりました。今回の5年前の震災を想定して、老朽化、あるいは耐震度も高めていきますよということによろしいわけですね。その辺、ちょっと知りたかったので、せっかく工事するには、そこら辺を生かしていただきたいと思います。

それから、取得案件の関係で、市営住宅の取得がございますが、これ、入居する方々の関係でいうと、鍵が既に引き渡されているとは思いますが、今後せっかく、結構仮設を歩くと清水沢のほうに決まりましたというお話はよく聞くんです。そこで、入居式の準備だとか、あるいはそういう鍵の引き渡し式というんですか、よくやっていますが、その辺の計画はあるのかどうか確認させてください。

○志子田委員長 阿部建設部長。

○阿部建設部長 清水沢東の公営住宅でございますが、6月30日に入居式の予定ということで、今準備を進めています。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ぜひ入居をきちんとできるように、今後とも、まだまだ建設が続きますので、そこら辺、ひとつよろしくお聞きをしたいと思います。

次に、契約案件議案で第56号についてお聞きしたいと思います。

そこで、この関係で、総括質疑でも私自身お聞きをしましたので、念のためにちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、今回の契約の議決の関係でお聞きしたいのは、1つは避難デッキも含めてどのぐらいの、いわば一体工事みたいにとられていけばいいと思うので、今回議決になったもの、あるいは避難デッキも含めて全体総額はどのぐらいになるのか、ちょっと教えてください。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 伊勢委員にお答えいたします。

今現在、復興交付金事業としてこれ整備いたしておりますけれども、津波避難デッキはおかげさまで4月に開通式を終わりました、14億4,200万円が最終になってございます。事業費ベースで、11回申請まで全体事業費といたしまして22億3,000万円ほどでございました。今回、補正予算を含めまして、今回の追加の部分を合わせますと、1億8,000万円ほど今回交付金事業でプラスになっておりますので、合わせますと全体で24億1,000万円ほどの全体事業費になる予定でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 追加も含めてね。今回補正、ちょっと総務教育常任委員会のほうには、1億3,000万円ぐらいのやつは産業建設常任委員会のほうにかかるので、しかし、そういうところの総事業費になりますよという意味だと思います。そこで、この間、この工事に関していうと、債務負担行為設定の変更が結構やられたと思うんです。避難デッキや今回の防災拠点施設。改めて、ちょっと確認、これまでの経過について、債務負担行為について経過をちょっとお話しさせてください。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 債務負担でございます。

まず、デッキのほうにつきましては、平成26年度契約、平成27年度完成事業でございました

ので、そのときに当年度予算とプラスアルファ7億3,500万円ほど債務負担を設定していたというのがデッキでございます。

今回の拠点施設につきましては、昨年の9月定例会でまず予算を計上させていただきまして、平成27年度中の発注を目指しておりました。それで、平成27年度分の予算として1億2,000万円、平成28年度に係る部分の債務負担といたしまして4億2,700万円ほど計上したという状況でございます。年度内の平成27年度の発注が難しくなりましたので、2月定例会におきまして平成27年度分の事業費の1億2,000万円をおろしまして、債務負担にその分を積み上げた。5億4,700万円の債務負担を計上いたしております。そして、平成28年度の新年度予算として改めて5億4,700万円の当初予算に組んだと、計上したという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました、流れは。

そこで、今回の施設でいうと、先ほど管理の形態も含めてどうなんですかということのようですが、こう一体ですよ、避難デッキとこの防災拠点施設が。私ども、やはり避難デッキ自体については、やはりそうかけなくてもいいんじゃないかという、例えば避難タワーということで提案はしていて、それだと仙台市でもたしか2億5,000万円ぐらいだったと思うんですよ。だから、今回改めて、結局追加でどんどん積み上がっていくと、総額で24億円というふうになってしまって、そういう点からいうと、余りに経費をかけ過ぎているんじゃないかというのが私どもの見解であり、立場であります。避難所そのものは周辺にもありますし、これほど多額の経費をかけなくても金額上は避難タワーで十分賄うことができるのではないかとすることも含めて、この案件について私どもはやっぱり残念なことに賛同できないというような中身を、見解をまず最初に述べておいたほうがいいのかなと思いますので、その辺にさせていただきます。

まず1回終わります。

○志子田委員長 ほかにご質疑ございませんか。小野委員。

○小野委員 それでは、私からも資料No.8を使いまして質問させていただきたいと思います。

初めに、13ページ、議案第49号資料ということで、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税についてということで、3ページのほうに復興特区における固定資産税の課税延長ということでありますけれども、こういった施策とかの、この13ページの部分では普通交



付税に反映されていくことになるということでありましたけれども、こういったところの対象者の方にはどういったお知らせまたは徹底をされているのか、その点だけちょっと確認をさせていただきます。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 企業誘致を担当しておりますので、商工港湾課のほうから回答させていただきます。

基本的には、県のほうで地域再生計画というものをつくりまして、誘致のほうの作業を行うというふうな形になります。こういった周知の内容については、宮城県が計画の中でいろいろな形で要するに助成をするというふうなこともございますし、今回追加で市のほうで税制の優遇措置といったものも加える内容となります。このために宮城県とあわせて、東京とか、あるいは名古屋のほうで企業の誘致セミナー等を行っておりますので、そういった機会を捉えて周知を図っていくというふうにしたいと思っております。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。こういったところ、ほかの施策でもですけれども、知らなかったとかそういったことがあったら、私たちもこうだったとか、いろいろ聞かれるところがございますので、こういったところをないようにしっかり取り組んでいただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

じゃ、次に行かせていただきます。

次は、同じ資料の28ページですけれども、被災地域交流活動活性化推進事業ということで、これ今回の事業内容は理解をいたしますけれども、この交流活動活性化事業をちょっと関連をさせまして、塩竈で発行元は産業環境部観光交流課でありますけれども、「おさんぼ通信」とかというのをちょっと拝見をさせていただきました。それで、東北本線から鹽竈神社、七曲坂、いろいろ回っていくような感じで作られているんですけれども、こういった点、要するに次に行くそういう観光拠点というか見るようなところには、何か次に行くときにはこういったサービスがあるとか、次に行くとき美術館の割引券があるよとか、次に行くとき塩竈市の名産品がちょっと味見できるよとか、そういった政策的に考えとかないのか、そういったことを積極的にちょっと考えていただきたいと思うんですが、その点、ちょっとお聞きをしたいと思います。政策も関係してくるんですよね。関係しないんですか、そういった点は。

○志子田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 今ご質問いただきました市内の各地の回遊性ということだというふうに思いますが、これまでも観光案内所、それからそういった起点、起点でそういったご案内はさせていただいているかとは思いますが、なおこういった新たな取り組みの部分につきましても、引き続き産業環境部などとちょっと協議しながら充実した取り組みになるよう検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それで、東日本大震災から5年とかたっているわけで、そういったことでもいろんな方から支援をいただいた部分とかありますので、そういったことに対しての感謝とか、あるいは熊本のいろんなものを買ったときに一部を熊本地震に反映をさせるとか、あとはそういったことで、もっともっと政策でも積極的に、この部分では違いますがけれども、考えをしていただいて、積極的にそういったことを進めていただきたいなという、これまでの政策、上がってきた部分でも、そういったところも見ていったらいかがかなという点がございまして、今後の政策について私も見ていきたいと思っていますので、積極的なことをよろしく願いをして、ここの部分は終わりたいと思います。

それで、あと、次に行きますけれども、次、同じ資料の36ページで、学習支援のためのICT機器等整備事業についてですけれども、これは現在、総括質疑とかで市長のほうからもお話がございましたけれども、確認の意味で、現在どれくらいこういったICT機器、整備されているのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 総括質疑の際に市長のほうからも答弁しておりますように、平成25年度、情報機器をまとめて整備しております。小学校につきましては212台、あと中学校につきましては160台、合わせて372台となっております。以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 デスクトップとか、ノートパソコンとかというそういった種類の答弁もございましたので、その辺もちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 整備する際、小学校212台につきましては、デスクトップ型を整備しております。あと、中学校160台につきましては、ノートパソコンを設置しております。あと、小学校につきましては、デスクトップのほうがキーボードが大きく操

作がしやすいというようなことをごさいます。中学校につきましては、無線LANをネットに置きまして、場合によっては教室でも利用可能にしたいというようなことをごさいます。以上をごさいます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

それで、このICTを使った授業というのは、今現在週どれくらい行われているのか、浦戸も含めてお願いしたいと思います。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 週どのくらいと、その時間数は今のところ把握はしておりませんが、活用の中身につきましては、先ほどのデスクトップ型のパソコン等に加えて各小中学校に浦戸は2台、それ以外の小中学校は6台ずつ、タブレット端末を配付しております。そして、そのタブレット端末の活用につきましては、かなり活用されておりまして、例えば植物栽培の観察において植物の成長を継続観察するとか、あとは計算練習、漢字練習のアプリを入れて学力の向上を図るとか、あとまた体育の授業において自分たちの動作を撮影してお互いに見合うとか、また総合的な学習の時間で調査学習をするとか、かなりの頻度で使われております。以上であります。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 はい、わかりました。このICTというのは、今後必要不可欠という部分でございますので、こういった整備されたものをしっかり活用をしていただいて、しっかりと今後も充実を図っていただきたいということでお願いをして、このページは終わりたいと思います。

それで、次のページの37ページ、エネルギー教育支援事業についてお聞きをいたします。

それで、整備内容に特殊薬品保管庫とか、スターリングエンジンとか、こういったことがありますけれども、私たちもネットとかで勉強してここに来ているわけですがけれども、こういったところの全然イメージが湧かないんですよ、この特殊保管庫。これは金庫みたいなやつで、スチール製とかいろいろあるみたいですがけれども、そういったことで、こういったものも、写真でもいいし、二、三分の映像があるんだったらちょっと動きを確認できるものとか、いろんなこちらに対して知らせ方というのがあると思うんですがけれども、その点はちょっと改善されないのかどうか、その点お願いいたします。パソコンとかタブレット端末とかというのはイメージとかつきますけれども、こういった実験とかというのは、調べればわか

ると言われればそれまでですけれども、何か資料等もつけていただければ理解が深まるのかなという感じしますけれども、いかがでしょうか。

○志子田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 今後、わかりやすい資料づくりに努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○志子田委員長 いいでしょうか。小野委員。

○小野委員 わかりました。一言で終わってしまったという感じなんですけれども、何か答弁も親切感がないなということでも感じますけれども、やっぱり将来に使って、やっぱりこのエネルギーというのも大事な部分で、今は車でもハイブリッドとか、水素関係とか、いろいろなものが出てきているわけで、本当にこういったものも今後は積極的に教育の部分には入ってくるんだろうなという、そういうこともありますので、やっぱり委員会等に関しましても、そういったやりとりも必要になってくる部分がありますので、そういったところで今回質問させていただきましたので、きついと言われればそれまでですけれども、ご理解をいただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、次に行かせていただきます。

では最後に、議案第56号ということで、このデッキです。避難デッキ。これまで私ども賛成をしてきたところがございますけれども、当初は一時避難所または宿泊ということで、要するに一時避難所で、帰れなくなった方のためにと。また、その上で打ち合わせとか、会議とか、そういったものに使えるスペースということでお話聞いているわけですけれども、その点、再度確認いたしますけれども、具体的に活用という部分でお話をいただきたいと思います。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 この港町地区の拠点施設の全体の避難者計画についてまずご説明いたします。地区全体で避難者数の想定は386名をこの地区で想定してございます。そのうちマリゲートのほうに一時避難場所として収容する人数が1,202名でございます。残りの184名を今回つくりますこの拠点施設のほうで一時避難場所としてご利用いただくという想定の中での施設でございますので、よろしくお願いをいたします。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。今回の資料で、2階のスペースということで、拠点施設の部分で、

全部研修室、研修室、研修室ということなんですよ。これは、そうした表記間違えとかそういった感じで理解してよろしいんですか。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 これは当初予算、2月定例会等のときは、ここは避難スペースという形で記載してございました。これは、今回平常時の利用も含めて研修室という形で記載しておりますので、基本的にはここが避難スペース、184名の方が避難していただく場所になりますので、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 資料を出されたときに、研修室、研修室、研修室と書かれると、やっぱり我々はわかりますけれども、間違っただけ研修室だけこうなんだということで、当初は違っただろうというそういった声も出たりなんなりもしますので、その辺きちとこういったところもしていただいて、ちゃんと提示をしていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

○志子田委員長 では、伊勢委員。

○伊勢委員 同じ資料No.8の最初説明、税務課のほうからありましたけれども、3ページですか、そういう課税減免の延長ということです。先ほど1日違いだと言った延長ができないよみたいな話がありました。避難、そうですね、免除する上での延長についてということ、この辺のあたりでいけば民間投資促進特区ですか、あるいは千賀の浦観光特区という、周辺、関係する方々への周知というのはどんなふうになっている、どんなにしているのか、今後するのか、どんなふうな形なのか。

○志子田委員長 佐藤商工港湾課長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 3ページのほうの資料の復興特区における減免の関係になりますけれども、こういった特区に係る誘致、企業の進出を検討されている方々については、基本的には常時ホームページのほうでそういった相談に乗る、あるいはあと周知のほうを啓発としてさせていただいております。

あと、基本的には、復興特区の中で民間投資促進特区については宮城県と各自治体が共同で提案しておりますので、基本的には宮城県さんを通じて広く企業のほうに周知されている内容というふうなこともなりますので、前段申し上げましたように、例えば首都圏であれば東京と、あるいはあと名古屋のほうで宮城県とともにセミナー等を開催して、そういったと

きにも周知を図っていますし、それ以外ですと、各企業さんのほうでいろいろ物件等を探す際に、市役所のほうに寄っていただいたときには、私どもの商工港湾課のほうでこういった情報をいろいろ提示しながらご相談に乗っているというふうな形になります。以上となります。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私の理解が間違っていなかったらと詳しく説明させていただきますが、この復興特区の延長については、期間中全部認めていただいた、5年間の延長を認めていただいたはずであります。今回の固定資産税の課税免除の延長については、今回は1年ということですが、当然のことながらまだ復旧・復興が終わっておりませんので、私どもは今後も、期間中、ぜひこの課税免除を延長していただきたいという要望をさせていただくつもりであります。今回は、1年間というのは、この部分についてでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。県も含めてのようですので、ひとつその辺の連携はよろしく願いをしたいというふうに思います。

次に、消防団の公務災害の一部条例改正ということです。消防団の方々の役割は地域の震災やさまざまな火事だとか、あるいは地域における大事な役割を果たしております。今回、そうすると、改めてお聞きしたいんですが、そこで消防団の公務災害の一部改正ということで、年間の、1つは消防団の方々の報酬といいますか、どのぐらいなのかお尋ねしたいのと、それから今回の障害年金等々の若干のプラスアルファ分も含めるとどんなふうな手当になっていくのか、あとあわせて消防団員の今の構成人数について確認させていただきたいと思えます。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 まず、年額報酬からご説明申し上げたいと思えます。

これについては、平成24年の4月に改正しております、団長レベルで9万円、団員レベルで3万7,000円という形で、6区分で分かれておるとい形でございます。今回の傷病補償、休業補償という形で、幾らぐらい、年どのぐらいなのかということなんですけれども、済みません、ちょっと月なんです、実はこの補償の算定は先ほど申しました報酬が基本となります。それで、一般的に0.02%上がると傷病補償で月約370円ほどしか上がらないと。あと、

休業補償については、月当たり約300円ということなので、年にかえてもそれほど大きくなり  
ないというのが現状でございます。

あと、もう一点、消防団の構成ということでお話がございました。人数ということでよろし  
いでしょうか。（「はい」の声あり）今、塩竈消防団についてはことしの4月1日で86名、  
浦戸については56名というふうな人数になっております。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 仕事の割には随分安いという感じは否めないですね。やっぱり震災で役割を地域  
の中で果たした方々に対する年間報酬ですか、団長さんで9万円とか、3万7,000円とか、も  
うちょっと引き上げてもいいのではないのかなと。そうすると、結局なり手がいないとい  
うか、家庭を顧みずに、仕事を顧みずに何かあったらすわ出動ということですので、この辺は  
ぜひ処遇改善といいますか、やはり処遇改善をしていただいて、何らかの形で報われる対応  
等はひとつよろしくお願ひしたいというふうに思うところです。

あと、教育のところ、もしそういうことで何かあれば、お考えがあれば、ご説明してい  
だきたいと思ひます。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 報酬のことでございます。報酬については、一応国のほうで決  
められているというか、政令のほうで基準額を決めておりまして、それについてはうちのほ  
うも、それにのっとった形で毎回引き上げとかそういった形の中で対応させていただいてい  
ますので、そういった部分でご理解いただきたいというふうに思っております。また、これ  
以外にも、一応出動手当として、火災のときは1回当たり3,000円の出動手当、また訓練とか  
そういった他の自治体への派遣というときには2,000円の手当というふうな部分が出ておりま  
す。確かに満額では十分なのかというふうな疑問もあるかとは思ひますが、そういった形で  
一応対応させてもらっておりますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思ってお  
ります。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。いろいろご苦勞されているところも理解できますので、ひとつよろ  
しくお願ひをしたいと思います。

それから、コミュニティ助成金、27ページのところでわからないところをお聞きするんです  
が、例えば地域防災組織育成ということで、第三小学校の少年消防クラブということでの交

付がされるようですが、主にどういうところに実際使われるのか。町内会は何となくわかるんですが、それぞれコミュニティなり地域防災組織なり、こういう今回のところでもうちょっと詳しく教えていただければと。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 少年消防クラブ、今回三小ということでお示しさせていただきました。内容的なことなんですが、基本的には大体備品購入というものに充てておるようでございます。第三小学校、今年度につきましては、発電機とかりヤカーというものを購入されるというふうな計画になっております。ちなみに昨年度は、杉の入小学校については、トランシーバーとかそういったものを購入したというふうな、主に備品といった部分になっております。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。あと、ちなみに、備品類はわかりましたけれども、例えばこういう第三小学校の少年消防クラブですか、災害のときのいろんな啓発といいますか、そういうのも含めばどうなっているのか、こういうのも含んで助成なのかどうか、ちょっとその辺の意味合いだけを教えてください。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 小学校については、各学校ごとに1学年を少年消防クラブというふうな形の中で指定しておるようです。その中で、我々は、一応学校の側からこういったものが欲しいんだというふうな部分の中での申請、うちのほうから要望をお聞きしまして、毎年交代でやっているわけなんです、そういったものが学校の防災教育とかにお役立っていただいているものというふうに理解しております。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ですから、防災教育そのものが市のほうでもちゃんとつかんでいらっしゃるのかどうか、その辺が聞きたかったのです。やっぱり子供さんに小学校のときから、きちんと地震のときはとか、災害のときはと、その辺はどうなのかなと。掌握されているんですかという意味なんです。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 防災教育につきましては、この間の総合防災訓練を含めて各小中学校におきましては、県で発行されている防災教育副読本も含めて、小学校低学年



から自分の命は自分で守るというような自助的なところ、あとはみんなで余力があれば助け合うという共助のところ、または力があれば、その地域に貢献する公助のところと。自助、共助、公助というところで、しっかりと教育のほうは進めているところでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 よろしく願いをいたします。

最後になるかと思いますが、隣の100万円ですか。先ほど小野議員が質問したところで、ソフト事業としてこういうことをやるということはわかりました。そこで、前にも、2月の議会のときにも、せっかくいろんな形でリニューアルさせてきたものですから、例えば看板とか、案内とか、そういうものがあってもしかるべきではないのかなというふうに思うんですが、その辺のあたりについてだけちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 現在のところはそういった具体的な計画等については、現在そこまでは至っていないような形でございますが、今後引き続きまた検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ、ほかのほうから来た方々のご案内の対象に組み入れることになるんだろうと思うので、その辺はしっかり、計画的にでもいいですから、やはり塩竈にわざわざお越し願った方々に対して、ここはこういうところですよという看板、案内はやはりちゃんと丁寧にさせていただければというふうに思います。これは要望です。

○志子田委員長 ほかにご発言はありますか。（「なし」の声あり）ほかの委員さんの方もご発言ございませんか。いいですか。

暫時休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

---

午後 0時00分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第45号、第48号ないし第50号、第52号ないし第55号、第57号ないし第59号について採決いたします。

議案第45号、第48号ないし第50号、第52号ないし第55号、第57号ないし第59号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第45号、第48号ないし第50号、第52号ないし第55号、第57号ないし第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について採決いたします。

議案第56号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手多数であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午後0時02分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 志子田 吉 晃